

Title	ヨハン・ゲオルク・シュロッサーと封建制の理想
Sub Title	Johann Georg Schlosser und das ideal des Lehenssystems
Author	林, 嵩文 (Hayashi, Takafumi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2019
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.123, (2019. 12) ,p.127- 158
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20191215-0127

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ヨハン・ゲオルク・シュロツサーと封建制の理想

林 嵩 文

- 一 序
- 二 「真の政治の精神」とドイツ国制の問題
 - (一) 諸侯同盟とアトランティスの物語
 - (二) 諸侯の集権化とレガリーエン
- 三 アナーキーとしての封建制
 - (一) モンテスキューの封建制論
 - (二) ロバートソンとフィランジェーリの封建制理解
- 四 自由の秩序としての封建制
 - (一) 封地の定義
 - (二) 反事実的モデルとしての封建制
- 五 結 論

一 序

一七九一年に出版された『カールスルーエについての書簡』はドイツ南西部のバーデン辺境伯領の要人の一人として、ヨハン・ゲオルク・シュロツサー (Johann Georg Schlosser, 一七三九—一七九九年) を紹介している。それによると、シュロツサーは当初、辺境伯領ホッホベルクの総郡代官としてエメンディングゲンで勤務していたが、一七八七年に正規の枢密顧問官に異動しバーデンの居城都市カールスルーエに移った。そして辺境伯カール・フリードリヒは彼に、バーデンの新法典草案の起草を命じた。これに関して著者は次のようにコメントしている。「辺境伯がこの重要な仕事を任せるにあたり、プラトンとモンテスキューの精神に親しみ、すでにかつて、立法一般の改善のため丹念に考え抜かれた提案をし、自らの小さな管区で司法をとて公平無私かつ良心的に運営したこの哲学的法学者・深遠な思想家を選んだことは、これ以上なく正しい人選ではなからうか」⁽¹⁾。

しかしシュロツサーは、当時プロイセンで進められていた法典編纂事業に対しては鋭い批判の矛先を向けた。一七八九年の『立法一般、特にプロイセン法典草案に関する書簡』(以下『立法書簡』)で彼は、「私が思うに、我々に出来ることといえば、すでに別の所で提案した⁽²⁾が、ローマ法典をその原則に還元し、それら原則の適用法と解釈を公認注釈書の中で示すことである」と述べて、ローマ法に取って代わる新たな法典の編纂は必要ないことを主張した⁽³⁾。しかしシュロツサーのプロイセン法典批判は、当時公表されていた法典草案に対する技術的な批判にとどまるものではなかった。むしろ彼は、新たな法典の編纂を推奨する人々が共有する基本的な歴史的・政治的認識に対する異論を提起することで、法典編纂事業に対する自らの批判を正当化しようとした。その異論とはすなわち、封建制の擁護である。「封建制 (Lehnssystem) はそれ自体としては、かつて国制として発明されることのできたもののうち最も賢明な体制

である⁽⁴⁾。こうした主張に対して、法典編纂事業の当事者であるプロイセンの司法官僚エルンスト・フェルディナン
ト・クラインは『立法書簡』の書評論文で反論したが⁽⁵⁾、シュロツサーは封建制擁護の論陣を張り続けた。『立法書
簡』の続編である『プロイセン法典草案に関する第五書簡』（一七九〇年、以下『第五書簡』）でも彼は、専制とい
う「良い法律が生み出され得ないこの危険極まりない国家の病弊に対処するには、封建制以上に望ましいものはない」
と述べている⁽⁶⁾。

本稿の目的は、シュロツサーによるこうした封建制擁護が、モンテスキューの制限君主政論を下敷きにして同時代
のドイツ国制全体の病弊を診断し、それに対する処方箋を提示しようとする試みであったことを示すことにある。

一八世紀末のプロイセン法典編纂事業に言及する、あるいはそれを主題とする近代ドイツ法史の研究では、しばし
ばシュロツサーの封建制擁護が取り上げられる。例えば、『啓蒙的絶対主義の法構造』で石部雅亮は、シュロツサー
の議論において「レーン制」が「絶対制に対するイロニー」として用いられていることを指摘した上で、このような
絶対主義批判が「きわめて保守的な要素」を含みながらも、一九世紀的な立憲主義につながる「リベラルな一面」を
有しているという評価を下している⁽⁷⁾。シュロツサーの封建制擁護の意図が絶対主義批判にあるという指摘自体が妥当
であることは疑いを容れない。しかしこのタイプの研究においては、プロイセンを典型例とするドイツの諸領邦だけ
でなく、ドイツ帝国全体を視野に入れて封建制擁護を展開したシュロツサーの議論の包括性が見過ごされている。実
際シュロツサーは『立法書簡』で、「この封建制を公平に評価し、我々の国制に対するその影響を正しく認める者は、
私が思うに、旧時のほぼ全ての皇帝の専制に対する最良の保護を我々は封建制に負っていることを看過しえないだろ
う」と述べている⁽⁸⁾。この一節は、領邦だけでなく帝国全体の水準でも封建制は専制に歯止めをかける機能を果たすこ
とができる⁽⁸⁾とシュロツサーが考えていたことを示している。

現代の研究でおそらく唯一のシュロツサーのモノグラフを執筆したJ・ファンデルザンデは、シュロツサーの思想

全体の軸を保守主義や自由主義ではなく共和主義思想に求める。⁽⁹⁾ただしファンデルザンデの指摘によれば、シュロツサーの共和主義の特徴は、マキアヴェッリのように拡張主義的な国家を志向するのではなく、「共和国の自由と独立の維持」を目標とする点、⁽¹⁰⁾さらに、絶対主義における官僚に共和国における市民の役割を期待した点にある。⁽¹¹⁾この共和主義的なシュロツサー解釈は、彼のアリストテレス翻訳に注目するM・リーデルの研究とも相まって、現代の一八世紀ドイツ思想史研究の通説となっている。⁽¹³⁾

とはいえこの解釈枠組みは、特に政体論に関して、シュロツサーが古典的な共和主義よりも『法の精神』のモンテスキューの弟子であった事実の意義を軽視している。⁽¹⁴⁾『法の精神』はシュロツサーにとつて、「あらゆる国王と君侯、國務大臣、政府、裁判官、政治哲学者、とりわけあらゆる立法者が決して手放してはならない書物」であった。⁽¹⁵⁾まさにこの『法の精神』に依拠してシュロツサーは晩年、アリストテレスの国制分類を批判している。シュロツサーは、君主政の低位区分として制限君主政が存在しないことを「アリストテレスの政治学における大きく重要な欠点」と指摘する。⁽¹⁶⁾制限君主政の特質は、それが「身分制議會 (Landstände) ないしは、公共の福祉を達成する手段の選択に関して統治者に制限を課す形式」を持っていることに求められる。その一方、専制の特質は、統治者に公共の福祉を達成する義務を何らかのかたちで課しているが、それを達成するための手段の選択に関して「ただ彼の良心にだけ問えばよい」という点に求められる。⁽¹⁷⁾このようにシュロツサーは、一八世紀後半のドイツでモンテスキューに依拠して身分制議會の必要性を主張した思想家の系列に属している。⁽¹⁸⁾以上の点に鑑みれば、シュロツサーの封建制論を検討するためには、共和主義的な解釈ではなお不十分であると言える。

そこで本研究は、とりわけ次の二つのコンテキストを考慮することによって、シュロツサーの封建制擁護の意図をより緻密に論じる。第一に、『立法書簡』や『第五書簡』を執筆していた時期のシュロツサーは、帝国レベルでも領邦レベルでもドイツ国制がその本来あるべきかたちで運用されていないという危機感を抱いていた。この危機感の根

底には、ドイツ諸侯同盟に対する彼の悲観的な見通しがあった。第二に、従来の研究ではシュロツサーが誰のどのような封建制理解を批判したのかが、直接の論争相手であるクラインを除きほとんど考慮されていなかった。したがって本稿は、ナポリの啓蒙主義的法学者ガエターノ・フィランジェーリ、およびスコットランドの歴史家ウィリアム・ロバートソンの封建制理解を追跡することによって、封建制に関する一八世紀の歴史叙述というコンテクストを再構成する。彼らに共通するのは、封建制は統一的な政治秩序の形成を阻んだという歴史認識、すなわち「封建的アナキー」という標語で総括されるような封建制理解である。シュロツサーは、『立法書簡』や『第五書簡』で封建制の政治的意義を説くにあたってまずこうした歴史観に反論しなければならなかった。

そこで以下では次の順序で議論を進める。まず、『立法書簡』や『第五書簡』を執筆していたのと同時期、シュロツサーがドイツにどのような政治的課題を見ていたのかを明らかにする。シュロツサーは同時代のドイツには「真の政治の精神」が欠如していると認識していた。中世以来の皇帝や領邦君主（ドイツ諸侯）の集権化政策は、いわば家政の精神にのっとった非政治的な営みであって、これを克服することが急務であるというのがシュロツサーの考えであった。次いで、ロバートソンおよびフィランジェーリの封建制理解を検討する。ロバートソンはモンテスキューなどの封建制研究も消化しつつ、封建制の秩序解体作用を強調する歴史を描いた。フィランジェーリはそうした歴史観を下敷きにして、封建制が克服された一八世紀こそ新たな法体系を作るのに相応しいという一種の歴史哲学を披露した。そして最後に、シュロツサーの封建制理解を検討するが、彼の封建制擁護はロバートソンやフィランジェーリが封建制にその原因を帰した様々なヨーロッパ中世の社会的・政治的弊害に別の原因を求めた上で、封建制の理想的な形態はあくまで分権的な秩序、全体としての統一を保ちながら構成員の自由と独立を保障する体制であると主張する点にその眼目があった。

二 「真の政治の精神」とドイツ国制の問題

(一) 諸侯同盟とアトランティスの物語

一七八〇年代のドイツ語圏で最も重要な政治的事件の一つは、諸侯同盟 (Fürstenbund) の結成である。⁽¹⁹⁾ この問題の直接の起因は皇帝ヨーゼフ二世の家領拡大政策にある。バイエルン選帝侯が一七七七年に直系の後継者を残さず死去すると、ヨーゼフはオーストリアへのバイエルン併合を画策して出兵したが (バイエルン継承戦争、一七七八―一七九一年)、フリードリヒ二世のプロイセンによって阻まれその目標は達成できなかった。しかしヨーゼフがその後、今度はオーストリア領ネーデルラントとバイエルンの交換を画策すると、ドイツ諸侯は激しく反発した。シュロツサーが仕えるバーデン辺境伯カール・フリードリヒや、ヴィッテルスバッハ家傍系としてバイエルンの継承権を主張していたツヴァイブリュッケン公カール・アウグストなどの中小ドイツ諸侯は、ドイツの二大勢力オーストリア・プロイセンに對抗できる第三勢力を形成するべく、諸侯の糾合を模索した。しかし諸侯同盟は、第三勢力を形成するどころか、一七八五年にブランデンブルク＝プロイセン・ザクセン・ハノーファーの三選帝侯が結んだ同盟に他の諸侯が参加するという明らかにプロイセン主導のかたちをとって実現されることとなった。

このような経緯は恐らく、バーデン官僚として初期の諸侯同盟計画に関与していたシュロツサーを個人的に失望させただろう。しかし彼はこの失敗を奇貨として、ドイツの政治構造全体の問題を再考しようとした。一七八八年にイスの歴史家ヨハネス・フォン・ミュラーに送られた書簡でシュロツサーは、諸侯同盟になおも期待をかけていたミュラー⁽²⁰⁾に対して、自らの失望の念を率直に語っている。「真の政治の精神 (Geist der ächten Politik) が諸侯同盟を動かさない限り、私はそれに対する影響力を持ちたくありません」。この「真の政治の精神」について「実務家として

ではなく哲学者の端くれとして」意見を表明するため、当時シュロツサーは「マキアヴェッリの共和国論の翻訳と注解」に取り組んでいた。シュロツサーの考えでは、『デイスコルシ』は確かに政治的省察のきっかけを大いに与えてくれる。しかしマキアヴェッリの議論は、「国制の目的、その維持ないし変更ばかりにしか目を向けぬ粗野な国家養生法 (Staats-Diät)」に集中しているという点で満足できないものであった。シュロツサー自身にとつて重要なのは、「どの国制のもとでも自らを幸福にし、どの統治形態のもとでも民衆を幸福にすることがいかにして可能なか」を示すことである。⁽²²⁾ ドイツにはその可能性がある。しかしそのためには二つの条件が整わなければならない。第一に、「それぞれの領邦がその臣民たちを、彼らとその国制に満足するように取り扱う」こと、第二に、「それぞれの領邦が、他国の維持が自国に利益を与えることを感じる」ことである。この記述からは、領邦内部と領邦同士の政治的關係という帝国全体に跨がる政治的問題がシュロツサーの関心事であったことが読み取れる。彼は続けて言う。第一の条件を満たすには、ドイツ諸侯が「彼らが主人であったこと」を忘れ、「レガリーエンの学説全体を改革」しなければならない。にもかかわらず「我々の無思慮な諸侯は、彼らの全能の制限はどんなものであれ、彼らから体の一部を奪うものだと信じている」。⁽²³⁾

まず第二の条件に関して、シュロツサーはドイツを構成する各領邦が他の領邦を併呑することなく自律しつつ、帝国の一体性を失わない制度が「真の政治の精神」に適うと考えていた。こうした考えは、一七八八年に出版された対話篇『セウテス』末尾のアトランティス人の物語に示唆されている。シュロツサーはプラトンが物語ったアトランティスの物語からは大幅に逸脱⁽²⁴⁾して、その架空の歴史を次のように語る。かつて大西洋上に存在したアトランティス王国は、アトラスなる指導者に率いられた民族がアトランティス大陸を征服して樹立した国家だった。アトランティス人は征服した土地や原住民を互いの間で財産として分配した。しかしアトラスの没後、分配された土地を自らの領土とする小さな王たちが多数出現した。このアトラス家が数代で断絶した頃、アトランティス人は異民族の攻撃に悩

まされていたが、それぞれの王は独力ではこの脅威に対抗できなかつた。そこで彼らは同盟を結んで対抗することを決意した。⁽²⁵⁾

その際に作られた制度をシュロツサーはソクラテスに「あらゆる王国が見習うべき唯一のモデル」と評させているが⁽²⁶⁾、それは次のように描写される。同盟を結んだ小さな王たちは彼らの共通の元首として「上王 (Oberkönig)」を選出した。彼には、王たち (以降「下王 (Unterkönig)」とも呼ばれる) の同盟を維持し、盟約に違反した王を再び同盟に入れる義務があり、下王たちはこの義務への助力を誓約した。しかしこの「上王」の権力は、他の王が治める領地から命令する権利を持たず、己の義務を果たさない場合には退位させられるという点で、制限されていた。しかし下王もまた、アトランティス王国共通の裁判所によって権力を制限されていた。人民はこの裁判所に対して下王を訴えることができ、その判決を下王は遵守しなければならず、もしそうしない場合は遵守を強制されると定められた。⁽²⁸⁾ このように、シュロツサーがソクラテスに語らせるアトランティス王国の国制は、王国全体の権威としての「上王」を戴きながら、王国を構成する各地域では「下王」が実質的な権力を有し、しかもその下王の権力の濫用が裁判所によって抑制されるというものであった。これは明らかにドイツ帝国国制を念頭に置いた描写である。すなわち上王は皇帝、下王は諸侯、裁判所は帝国最高法院 (Reichskammergericht) および帝国宮内法院 (Reichshof) に対応している。すなわち以上の議論は、ドイツ帝国国制を制限君主政として高く評価した議論であるといつてよい。

しかしアトランティスの物語は単なるドイツ国制讃美ではない。ソクラテスが語るところでは「ただ一つの不注意」⁽²⁹⁾が王国を危うく隷属状態に置くところだった。アトランティス人は上王の権力を制限することには注意したにもかかわらず、「下王たちの関係」に注意しなかつた。元来アトランティスの王たちは「私人のように」他の王国の相続や購入、自らの王国の売却をすることができた。「政治において同意しかねるように思われるこの誤解された制度によって」、いくつもの王国を束ねた巨大な王国が出現し、逆に相続や贈与・売却によって規模が大幅に小さくなつ

た王国も登場した。⁽³⁰⁾つまり、王が自らの国を私有財産のように処分する慣行をそのまま放置したことによって、アトランティス王国全体を構成する下王たちの勢力関係に不均衡が生じたというわけである。

こうして登場した巨大な王国には様々な政治的弊害が見られた。大きな国では、役人の数が増えるため、彼らの職務は王自らが把握できないほど複雑化し、また役人の選抜の際には人が多いため「王の寵臣や官吏の提案」に従って、つまり王自らの直接の知識に依らずに選抜しなければならぬ。⁽³¹⁾そのため王が直接統治に携わる機会が失われる。また臣民の側も、こうして巨大化した王国を恐れた裁判所がその王に不利な判決を下さなくなること、勢力の強い下王の権力の濫用から保護されなくなった。⁽³²⁾下王たちの勢力が増すと、上王の側も自らの地位の世襲化と絶対化を試み始めた。この頃、有力な下王たち自身、上王の地位に魅力を感じなくなっていたため、上王の世襲に反対しなかった。しかし結局、有力な下王たちは上王に対抗するべく非力な下王と連携をとり始めた。⁽³³⁾当時の諸侯同盟をあからさまにほめかすようなこの出来事が言及された後、アトランティス人の物語は、大地震によるアトランティス王国の滅亡という唐突な終わりを迎える。

ミュラー宛書簡でシュロツサーが「真の政治の精神」が諸侯同盟には欠けていると言明した時、それがどのような事態を指していたのかは以上のアトランティス人の物語から読み取ることができる。他国の相続や売買は、バイエルン継承戦争でも見られるように、ヨーロッパの王侯が中世以来常に採用していた領土拡大政策の一環であった。ヨーゼフ二世によるバイエルン併合に封建法の論理を持ち出して反対したフリードリヒ二世もまた、一七七九年のテシェンの講和で、アンスバッハとバイロイトの相続権を確保していた。⁽³⁶⁾シュロツサーにとって、家領の拡大に汲々とするドイツ諸侯のこうした行動は「真の政治の精神」に反するものと思えなかった。別の論考の表現で言い換えれば、諸侯が「統治者の高貴な政治」ではなく「所有者の非常に市民的な家政 (Ökonomie)」を実践していることが、ドイツにおける「真の政治の精神」の不在を示す現象なのであった。

(二) 諸侯の集権化とレガリーエン

そしてシュロツサーにとって、「真の政治の精神」の実現を妨げているもう一つの要因が、諸侯が自らの領邦で行う集権化政策や諸侯が留保する特権であるレガリーエンであった。現代の法制史研究では、レガリーエンの概念は「最広義においては、貨幣鑄造権、関税徴収権、護送権、狩猟権、鉱業権、採塩権、市場開設権、ユダヤ人保護権等、収益をもたらすいっさいの高権」のことを指す。シュロツサーはこのレガリーエンが皇帝や諸侯の集権化政策の道具として機能したと捉え、そのことを問題視したのである。言い換えれば、公共の福祉を実現するという名目のもと、国家構成員の私有財産が君主によって収奪され君主個人の財産とされてしまう事態は「真の政治の精神」に適っていないとシュロツサーは考えたのである。

この問題は、一七八九年に雑誌『新ドイツ・ムゼウム』に掲載された論考「貴族論第一」⁽³⁸⁾で詳しく議論されている。シュロツサーによれば、カロリング朝の時代には「臣民の財産を公共の福祉という装いのもとで統治者の財産にする技術」、すなわち「統治術」は知られていなかった。そのため万人が財産を自由に処分することができ、狩猟、漁業、採石場、金属、増地といったレガリーエンに数えられる対象も統治者に奪われることがなかった⁽⁴⁰⁾。しかしこの状況は中世盛期、皇帝フリードリヒ一世の頃に変化し始める。彼はイタリアの法学者から公共の福祉という考え方を継承し、各人の財産を国家の目的のために、あるいは統治者の私的な目的のために利用する技術を知った。この考え方は当初はイタリアでのみ通用していたが、時代が下るにつれて、特にハプスブルク家の皇帝たちが対外戦争のために帝国等族の財産を収用するため、公共の福祉という考え方を採用した⁽⁴¹⁾。

しかしシュロツサーによると、公共の福祉のために統治者は私有財産を収用してよいという考え方をドイツに蔓延させたのはドイツ諸侯である。彼らは自領内の住民の財産を収用するべくこの考え方を導入する一方、皇帝によって

自らの財産が奪われることを防ぐため、あるいは臣民と同盟し、あるいは「慣習と時効」を盾に取り、あるいは選挙協約と帝国法によって、皇帝の権力を制限した。この試みが成功すると諸侯は領内でこの概念を適用した。⁽⁴³⁾それが意味するのは、諸侯は「彼らの領邦にあったあらゆる財産を彼らの統治者の権利に、公共の福祉の原則にしたがって、すなわち彼らの気紛れにしたがって従わせた」ということである。ここには、公共の福祉を統治者の「気紛れ」と同一視する決定的な発言が見られる。

シュロツサーは以上のような経緯を経て、「所有権と統治権との混合物」たる「領邦高権 (Landeshoheit)」が成立したという。その帰結は、「ドイツの自由が今や諸身分の自由でしかなく、臣民の自由ではほとんどない」というものであった。そして諸侯の顧問官たちは、領邦高権の拡大を制約する身分制議会への攻撃、その制限や廃止を自らの主君に助言していた。この「小リシュリューたち」はこうして諸侯に専制的権力を調達したわけだが、彼らは実は「諸侯自身の自由が依拠しているドイツ帝国国制を諸侯が維持することを可能にした諸侯の神経を切断している」とに気づいていなかった。⁽⁴⁶⁾すなわち、ドイツの自由は制限君主政によって支えられる以上、皇帝の権力を諸侯が制限するとともに、諸侯の権力も領邦諸身分によって制限されなければならない。にもかかわらず諸侯や彼らを支える顧問官たちは、自己利益のために皇帝の権力は制限しつつも自らは諸身分によって制限されないことを目指している。それはドイツ国制の精神に反している。これがシュロツサーがドイツの現状に対して下した診断であった。

以上のような所見に基づいてシュロツサーは、「皇帝と国民との間の中間身分」として、「拘束のないドイツ専制よりも制限されたドイツ君主政のほうが民衆にとって好ましくあり続けるために全力を尽くさなければならぬ」と提案する。⁽⁴⁶⁾つまり同時代のドイツ政治を改善するための鍵となるのは、諸侯がモンテスキューの言うような中間権力としての自覚を持つことだとシュロツサーは見ていた。諸侯が皇帝の権力を抑制するだけでなく、諸侯自身も領邦諸身分によって権力を制限されなければならない。それが実現されることで初めて、「真の政治の精神」

に適った政治が可能になるというのがシュロツサーの考えであった。

三 アナーキーとしての封建制

(一) モンテスキューの封建制論

シュロツサーは『第五書簡』の前書で、同書や『新ドイツ・ムゼウム』に同時期に寄稿していた数々の論考の執筆意図に関して次のように説明する。「真のドイツの公共精神が息を吹き返すことは、もし予め一定の政治的概念が全く純粋なかたちで、公平無私に究明され流布させられない限り期待できない」。逆に政治的概念が広く巷間に知れ渡ることがないまま公共精神が高揚してしまうと、「我々が今フランスで目の当たりにしていること」と同じこと、すなわち「際限のない混乱と正義への狂信的熱意」が生じてしまう。⁽⁴⁷⁾このフランス革命に対する批判的な視点は別として、正しい政治的概念を公衆に広めることによって「真のドイツの公共精神」を復活させるというのが、シュロツサーの執筆活動を貫く目的だった。

その限りで、封建制の正しい概念を提出しその歴史的意義を正しく評価するという『立法書簡』や『第五書簡』のプロジェクトはシュロツサーにとって、「真のドイツの公共精神」を蘇生させるための準備作業であった。しかしそのためには、一八世紀の多くの文筆家が共有していた封建制の理解や評価をシュロツサーは覆さなければならなかった。特に彼が槍玉に挙げたのが、ナポリの啓蒙主義法学者フィランジェーリ、そしてシュロツサーの論敵クラインが依拠したスコットランドの歴史家ロバートソンであった。そこで本章では、この二人の封建制観を確認するが、その前にまず、シュロツサーだけでなく彼らも念頭に置いていたモンテスキューの封建制理解を概観しておこう。

モンテスキューは「最も自然な従属的中間権力」は貴族であり、その存在が君主政の特徴であると考えた⁽⁴⁸⁾。そして貴族の存在を可能にするのは封建制である。「われわれの政体では、封地は世襲となった。封地の所有者が君公に仕える状態にあるためには、貴族身分が一定の財産をもつこと、つまり封地が一定の堅固さをもつことが必要であった⁽⁴⁹⁾」。したがって、モンテスキューの考えでは、封建貴族の存在こそが君主政と専制とを分かち本質的な標識なのである。

その封建制の歴史は、『法の精神』第三〇・三一編で、フランク王国の成立、変容、滅亡と関連づけながら追跡される。封建制が果たした機能に対する彼の評価は、封建法は「アナキーへの傾きとともに規律を生み出し、秩序と調和との傾向とともにアナキーを生み出した⁽⁵⁰⁾」という命題に集約されている。このような評価は、当時の封建制をめぐる議論との関連で考えれば、封建制を極端に高く評価する立場と封建制の正統性を否定する立場の双方を批判するものであった。一方で、その学説を「第三身分に対する陰謀⁽⁵¹⁾」とモンテスキューが称したブーランヴィリエは、「ギリシアの哲学者たち、特にアリストテレスは封建政体 (Government Feodal) の観念を一切持たず、特に後者はこれを彼の政体の範疇には含めなかつたにもかかわらず、人はこれをこの分野における人間精神の傑作をみなすことができる⁽⁵²⁾」と述べて、シャルルマーニュが創設した(とブーランヴィリエはみなした⁽⁵³⁾)封建制の意義を称揚した。その一方、フランス王の集権化政策を支持する法学者たち、例えばシャルル・ロワゾーは、封建制に伴う領主裁判権を統一的王権にとっての障害とみなし、その正統性を否定した⁽⁵⁴⁾。前者に対してモンテスキューは、「封建政体」が形成された時期をカロリング朝末期に比定することによって、封建制と政治的分裂の親和性を示唆した。他方、ロワゾーのような領主裁判権の正統性を否認する立場に対しては、それが封地に内在する権利であったことを主張した⁽⁵⁵⁾。つまりところモンテスキューは、「王権と諸身分との間のバランスが崩れてはまた新たな回復を見出していくダイナミックな過程そのもの⁽⁵⁷⁾」を記述しようとした。

モンテスキューによれば、古代ゲルマン人のもとですでに、封建制の支柱の一つである封臣制が形成されていた。しかしカエサルやタキトゥスがゲルマン人の習俗を記述した時代、ゲルマン社会はまだ農業社会ではなかったため、土地ではなく馬、武器、食事が封臣への報酬として与えられていただけであった。⁽⁵⁸⁾したがって、封臣に与えられた土地という意味での封地の起源は、フランク人がガリアを征服することによって土地を獲得し、それを首長が封臣たちに分配し出した時代に求められる。しかしこの時代、封地はまだ世襲財産とはみなされておらず、封主が任意に奪うことのできる財産であった。⁽⁵⁹⁾

しかしカロリング朝末期以降に封地の性質に生じた変化が、王権の弱体化を招き、徐々に「封建的君主政」⁽⁶⁰⁾を準備することになった。その第一が、自由人の地位の変化である。自由人が自らの所有する土地を国王に与え、これを国王から封地として受け取る慣行が広まった。⁽⁶¹⁾第二の変化が封地の世襲の確立である。フランク王国の実質的な権力が宮宰の手に移った時代にすでに、封地の世襲が始まっていた。この事態をモンテスキューは「国王が絶えず報償を与えなければならぬようにしている国制そのもの」⁽⁶²⁾の内在的帰結とみなしている。それがカロリング朝末期以降一般化し、伯のような官職も封地と同じく世襲されるようになった。その結果、国王直属封臣の大部分が王との結びつきを失い、王の直接の部下として自由人を指揮した伯が自由人と王との結びつきを断ち切るようになった。⁽⁶³⁾そして最後に、国王に直属する封臣がその封地から自らの封臣に与えた土地、すなわち復封地 (arrière-fief) の世襲が認められるようになった。⁽⁶⁴⁾以上のようなプロセスをモンテスキューは次のように総括する。「封地の世襲性と復封地の一般成立とが、政治的政体 (gouvernement politique) を消し去り、封建政体を形成した。国王は、かつて有していた封臣の無数の大群の代わりに、もはや若干の封臣を有するにすぎず、他の者は彼らに従属した。国王は直接的な権威をもはやほとんど持たなくなった」⁽⁶⁵⁾。このような「アナキー」に終止符を打ったのがユーク・カペーの即位であった。⁽⁶⁶⁾

(二) ロバートソンとフィランジェーリの封建制理解

こうした歴史叙述は、封建制がアナキーの原因であるという理解とも十分に両立しうるものであった。そのため『法の精神』以降も、絶対主義を支持するか否かは別として、封建制の成立はフランク王国の有力な公職者による権威の篡奪が原因であり、それが政治秩序の解体につながったという理解は、フランスにとどまらず一八世紀の多くの歴史家の共通意見となった。この見解を簡潔明瞭に示しているのがウィリアム・ロバートソンの『カール五世の治世の歴史』である。この著書に付された長大な序論「ヨーロッパにおける社会の進歩の概観」で彼は、封建制 (Feudal system) が確立されると、「人々が社会から引き出せると期待する利益の一切を大々的に破壊する普遍的アナキー」⁽⁶⁷⁾ が支配的になったと主張する。そのプロセスは、ロバートソンによればおおよそ次の通りである。

元來定住生活を営まなかつたゲルマン人は、ローマ帝国の属州を征服したあと初めて、土地所有の觀念を持つようになった。この段階で、土地所有には二つのタイプが存在した。一つは、自由人が所有する自由地である。その所有者は、この土地を任意に処分することもできれば遺産として子供に相続させることもできるというような「完全所有権」を享受した。しかし、被征服民族の反乱や他のゲルマン人部族による攻撃の恐れを痛感した自由人たちは、武装して共同体の防衛に参加する義務を(暗黙のうちに) 引き受けることとなった。⁽⁶⁸⁾ もう一つが、王や首長の封臣に授与された恩貸地である。ロバートソンは自由地と恩貸地との相違を、土地を持つことによつて生じる義務の相違に求めた。すなわち、自由地はその所有者に共同体に奉仕する義務(軍役)を課すのに対して、恩貸地はその所有者に、彼らにその土地を与えた人物に対する「人格的奉仕と誠実」を果たす義務を課す。⁽⁶⁹⁾ また恩貸地が君寵が続く間だけ封臣に授与されていた時代には、君主(封主)はその土地に対する所有権を留保し、封臣には「用益権」のみを与えた。⁽⁷⁰⁾ しかしこのような所有の形態は長く続かず、「強力な国王直參封臣はすぐさま、当初は純粹に恩惠的であり、王の寵

愛が続く間だけ贈与されていた土地の譲渡を一生涯有効とする保証を強請りとした。彼らはこれだけでは満足せず、そうした土地を世襲財産に転換させるよう説き伏せた⁽⁷¹⁾。このような「篡奪の精神」に取り憑かれた封臣たちは、官職を世襲化するだけでなく、民事刑事双方の裁判権、貨幣鑄造権、私戦を行う権利を手に入れた⁽⁷²⁾。このようにして生じたアナキーをロバートソンは次のように描写する。

政治的服従の観念はほぼ完全に消滅し、封建的臣従の外観がごくわずかしか残らないことがしばしばであった。そのような巨大な権力を獲得した貴族たちは、自らを臣民とみなすことを拒絶した。彼らは独立することを公然と切望した。国制をなす主要な構成員たちを王権と結びつける紐帯は解かれた。名称と範囲において重要な王国は、それが抱える強力な領主と同数の様々な国に分裂した⁽⁷⁴⁾。

封建制をアナキーと同一視するこのような歴史理解に依拠したうえで、封建制を克服した一八世紀においてローマ法に代わる新たな法典を編纂する準備が整ったという見通しを披瀝したのがフィランジェリーである。彼によれば、封建制とは、「国家を多くの小国家に、主権を多くの小主権に細分化する一種の政体 (Regierung)」である⁽⁷³⁾。この政体に内在する弊害を彼は次のように記述する。

この体制は王権から分割できない大権を分離し、権力の行使を分配するのではなく、権力を分割し、分裂させ、それどころか譲渡する。それは社会の紐帯をより堅く結びつけるのではなく引き裂く。それは国民に唯一の国王ではなく多くの暴君を与え、悪を防ぐために堤防を置くのではなく、国王が善を行うことに多くの障害を設け、君主と国民の間に地歩を占めて一方の手で一方の権利を篡奪し、他方の手で他方を抑圧する非常に強力な団体を国民に与える。要するにこの体制は、不安定な貴族政を分割さ

れた専制と混ぜ合わせることによって、君主政体が機能しない君主政の完全な従属、そして自由国家の自由を伴わない自由国家の不安定要因の全てを後に残すのである。⁽⁷⁶⁾

つまりフィランジエーリにとって、封建制は国家権力の分裂をもたらすとともに、封建貴族が恣意的な権力行使を制限するどころか国民を抑圧する政治体制のことであった。このような「巨大な封建制という建物を取り壊さない限り、法学の有益な改良を望むことはできなかつた」けれども、君主たちが「法律の良さはあらゆる事情の画一性と不可分であること」を認識し、強力な王権（専制）がヨーロッパの多くの国で「封建的アナキー」を放逐し、一方「習俗」が王権を温和にした今（一八世紀末）こそ、従来の法律を改善する見通しが開けてきた。これがフィランジエーリの認識だつた。

四 自由の秩序としての封建制

(一) 封地の定義

シュロツサーには、以上のような封建制の歴史的解釈は専制の擁護に直結するものとしか映らなかつた。そのため彼は、フィランジエーリを、フランスの全国三部会の権威をボダンの主権概念によつて否定する「高等法院長エノーの弟子」と呼ぶ⁽⁷⁸⁾。そしてフィランジエーリを好んで受容し法典編纂を支持する同時代人に対してシュロツサーは、彼らは結局専制の確立に努めていると批判した。彼らが法典編纂を支持するのは、「この哲学者たちは常に統治機械 (Regierungs-Maschine) および法律の単純化のことしか話題にしないからであり、またこれらの単純化された体系はと

ても巧みに専制を促進できるからである⁽⁷⁹⁾。法典編纂とは法律の単純化に他ならず、この単純化が専制に都合よく働くという主張をシュロツサーは、モンテスキューから引き出した。『法の本質』に登場する命題「それゆえ、ある人間がより絶対的になろうとすると、彼はまず法律を単純化しようとする。かかる国家においては、全くかえりみられない臣民の自由より、個々の都合の方が強く感じられ始める⁽⁸⁰⁾」は、シュロツサーにとって、法律の単純化に対する批判の論拠として機能した。

シュロツサーによれば、フィランジェーリを筆頭とする「単純化」論者の誤りは、自然を研究するのと同じ態度を国家の研究にも持ち込む点にある。すなわち、彼らは自然の場合と同様、「政治社会という機械」にも単純さを見出そうとする。しかし彼らは、「この機械を作動させるバネ」が単純ではありえないほど国家の目的は複雑であること認識できていない⁽⁸¹⁾。シュロツサーは「公共の福祉」を国家目的として定義する当時の通常の論法自体を拒否しているわけではなく、その目的が一義的に定義できないと主張することによって相手方の主張を掘り崩そうとする。「公共の福祉は際限なく多様な構成要素の混合物である。この構成要素の数と多様さが最大である国家が最も幸福である⁽⁸²⁾」。シュロツサーにとって、専制を予防しつつこのような多様性を提供できる政治体制が「巧みに整備された封建制⁽⁸³⁾」であった。

こうした見解を根拠づけるためのシュロツサーの工夫は、彼の封地の定義に見られる。シュロツサーは、封建制の根幹をなす封地 (Lehen) の主たる特徴を、「国家の不動産の一部が、臣民のある階層に、利益財産としてのみ与えられるけれども、直接所有権は国家に留保される⁽⁸⁴⁾」こととする。この定義で特徴的なのは、専ら所有権の観点から封地が定義されていることである。そこで R・シユルツェは、シュロツサーが封建制の本質から家産裁判権や人的な従属関係を取り除いたことに鑑みて、彼の封建概念を「単なる土地の所有秩序⁽⁸⁵⁾」と特徴づけている。

とはいえこの定義が、ロバートソンが強調したような封臣の封主に対する人格的従属関係を極力排除する内容を

持っていることにも注目しなければならない。この点はクラインによるシュロツサー批判が強調するところである。クラインは、ロバートソンの封建制論に依拠して、「封建制の特徴は、それが公共の福祉の理念を個人的従属の理念に取り換え、官職であった、あるいはそうあるべきであったものを、固有の権利に寛容させるといふ点にある」と考えた。したがって彼にとって、シュロツサーの封地の定義は通説に反する奇妙な定義でしかなかった。「封建法のどの教本にも、封地とは、その保有者が彼を保護する封主に対して、保護と引き換えに特別な敬意と誠実を捧げることが義務づけられるという条件のもとで、保有者に利用が認められた物件のことであると書いてある」⁽⁸⁷⁾。封臣の封主に對する誠実義務を重視するクラインからすれば、封建制は「封臣には、封主の眼前で唾を吐いたり、咳をしたり、くしゃみをしたり、鼻をかんだりすることが許されているかどうか、そして封臣が直立していなかったりハエを払ったりする場合、彼は処罰されるべきかどうかという問題」を真面目な法的問題として扱うような、不合理な過去の遺物でしかなかった⁽⁸⁸⁾。

しかしこうした個人的な従属関係を排除したあり方を封建制の真の姿だと考えていたシュロツサーにとっては、むしろ封建制こそが封臣の国家全体に対する服従を可能にする制度であった。次の一節はそのようなシュロツサーの考えを明瞭に示している。

もしもっと早く、ドイツ人が、封地と帝国直轄領 (Reichs-Domänen) の授与に皇帝の権利を制限し、皇帝選挙権を定め、封地の分配を定め、同時に封地が或る人間に過度に集中することを予防しておけば、もしもっと早くドイツ人が、構成諸国と帝国全体の利害が関わる権利、例えば関稅權、貨幣鑄造權、商業封鎖權、河川交通制限權などが個別国家に授けられることを禁止しておけば、もしドイツ人が選出された皇帝に、帝国直轄領で満足し、相統者のいない封土および特權を不当に取得しないように強要しておけば、もしドイツ人がもっと早く、帝国統治院 (Reichsregiment)⁽⁸⁹⁾ を設立し、設立された統治院を帝国法廷に部分的に

縮小するのではなく、この統治院および皇帝に依存する帝国裁判所を設置しておけば、もしドイツ人が、帝国領邦の地方行政職が封土として授けられ、売却され、質に入れられることを禁止しておけば、要するに、もしドイツ人が、封地所有権 (Lehnbares Eigentum) を各人に保証することによってこれを政治体全体に依存せしめ、目立った優越が何ら生じえないような関係に封地所有権を保つ法律を通じて、封建制の眞の精神をしつかりと捕まえていけば、こうした封建制は、自由で幸運な国民が望むことのできるもののうち最良の政府を描き出すだろう。⁽⁹⁰⁾

つまりシュロツサーにとつて、「封建制の眞の精神」は、封地の直接所有権が国家に留保される一方で用益権が封臣に帰属するという分割所有権の制度を通じて、封臣の国家全体に対する服従を確保する点にある。この精神が実現されるならば、封臣の封主に対する個人的な従属関係によって国家全体が解体の危機に瀕するというような、クラインが強調する脅威は除去されるはずだというのがシュロツサーの考えであつた。

要するに、封建制は封主に対する無制限な従属ではなく、モンテスキューが言うような君主の権力を制限する身分集団を構成するとシュロツサーは考えた。すなわち、封建制は「モンテスキューのいう理由によつて説得された私が、専制であつてはならない君主政において不可欠であると考える貴族」を誕生させる。用益権という形態で封地を所有する貴族は、世襲の封地によつて「統治者から独立した生活基盤」を獲得する。それがあのおかげで貴族は、自らの生活を保障する国制を君主に対抗してでも守るよう動機づけられることになる。⁽⁹¹⁾したがつて、君主の権力が恣意的に行使される専制を防ぐためには、分割所有権によつて国家全体と結びつきつつ、君主個人の裁量で封地が分配されることのないような、「封建制の眞の精神」になつた制度が必要になる。

それゆえ、封地の自由地化もしくは自由地の封地への変更と同様に、封地の授与は統治者の意志にかからないうにされなければ

ばならない。貴族のみがこの封地に対する権利を持たなければならず、授爵された市民であっても、身分制議會を構成する貴族 (Landsständischer Adel) の大部分による同意がなければ、封地を要求することができてはならない。封地そのものは、どんな優位も危惧する必要がないほど均等に配分されなければならない。すなわち、二つの封地が一人の人格に、そして一つの封地が多くの人格に帰属してはならない。封地を保有する貴族は営業から排除されなければならない。⁽⁹²⁾

シュロツサーは「封建制の真の精神」になかった土地所有の制度を以上のように描き出す一方で、同時代にフランスで登場していた国民議會に対抗するかのような身分制議會論を封建制と関連づけて展開する。「領邦議會には、封地保有者のみが出席しなければならない。そして出席者の全員は、集合的投票権しか、そして特定の問題に關してしか拒否権を持つてはならない。彼らとともに、自治体 (Municipalitäten) が領邦議會において同じく集合的に投票し、そして特定の問題に關しても拒否権を持たなければならない。しかしその全員が等しく、國家の負担を担わなければならない」⁽⁹³⁾。

身分制議會の存在が政治にとって不可欠であるというのは、シュロツサーが政論家として活動し始めた当初から抱いていた確信であった。「身分制議會なくして國の持続的な幸福なし」。さらにこの議會は貴族だけではなく、他の身分からも構成されなければならない。「それぞれの身分が國の議會 (Landtag) に代弁者を有するところのみ、持続的な福祉と祖國愛がありうる」⁽⁹⁴⁾。しかしこうした議論は、封建制に依拠した身分制議會論であって、同時代にフランスで登場していたような国民議會を志向するものではなかったことに注意しなければならない。

こうしてシュロツサーは、ロバートソンやフィランジェーリに対抗して、あるいは封建制にアナーキーに向かう傾向性を認めたモンテスキューよりも、封建制の歴史的意義を強調する。

そしてこの封建制を公平に判定し、我々の国制にそれが及ぼした影響を正しく認識する者は、私が思うに、次のことを見過ごすことはできないだろう。すなわち、昔のほぼあらゆる皇帝の専制に対する最良の守りを我々は封建制に負っていること、そして、例え封建制のものでドイツが時に一種のアナーキーに陥っているように見えたとしても（これはあらゆる自由国家が懸念しなればならない危険である）、この悪の原因はこの体制のより良い組織の欠如にのみ帰され、体制自体にとっては本質的ではなく、それと同じくまさに封建制によって、きわめて惨めな情勢にあってもドイツは何度も救われ、昔からの歩みに戻されてきたということができる。⁹⁵⁾

(二) 反事実的モデルとしての封建制

もとよりシュロツサーは、封建制が果たした専制の抑制機能を力説するものの、そのような封建制が歴史上完全なかたちで実現されたとは考えていない。封建制はフランク人とランゴバルド人に「本能」によって吹き込まれた。しかし、

不幸なことにこの本能の作用は、クロウヴィスの時代のあとすぐに止んでしまった。ここで英知が、これまで自らの弾みで働きを維持できた眠りつつある本能の作品に形を与え、法律によって養成するべきであった。しかしこの英知はフランク人においてはまだ存在しなかったし、できなかった。もし英知があれば、英知がクロウヴィスの跡継ぎたちの生まれつきの不適格を改善するか、少なくとも彼らによってこの体制が、第一家系の強力な宮宰たちのもとで破壊されたほど破壊されることを不可能にしていたらう。結局、多くの点でいみじくも大帝と呼ばれるカールがこの体制を完全な破滅の危機に晒したのである。⁹⁶⁾

そして封建制を整備すべき「英知」は、神聖ローマ帝国の各王朝のもとでも姿を見せなかった。「したがって、封

建制そのものから、我々の哲学者たちやフィランジェーリが不当にもこの体制に原因を帰す当時の不幸が生じたわけではない⁽⁹⁷⁾」。

以上の発言から推察されるように、シュロツサーが封建制擁護の論陣を張った時、彼が採用した戦略は、ロバートソンやフィランジェーリが言うような中世に見られた様々な政治的弊害の原因を封建制以外の要素に求めることであつた。シュロツサーによれば、メロヴィング朝末期の政治的混乱の原因は、「宮宰の権力が拡大する以前の第一家系の王たちの不適格」であつた。「まさにこの不適格が自由な自由地保有者たちを絶望させ、そのため彼らは、伯と公から離れ、封臣および聖職者の庇護下に入らざるをえなかつた。まさにこの不適格が、国王よりも国民に従属していた宮宰たちが王領地を横領したり、他人に委ね引き渡したりすることを可能にした⁽⁹⁸⁾」。またカペー朝のもとでは、フランス王の「貪欲」が「王国の第一の基本法を空洞化し、王の権力を完全に自立させようとした⁽⁹⁹⁾」。フランク王国ないしそれを引き継いだカペー朝の政治的混乱の原因が王権の側に求められるとすれば、中世貴族の狼藉の原因もまた封建制とは異なるところに求められる。「中世においてドイツ、フランス、イタリアの貴族が常に剣を手握って強奪し、人を殺し、略奪したというのは、封建制の帰結ではなく、抑圧者と被抑圧者との闘争の結果、もしくは時代の習俗の結果、もしくはあらゆる法律、裁判所、施設の欠如の結果であつた⁽¹⁰⁰⁾」。したがって、中世には実際様々な弊害が生じていたとしても、それは「封建制の真の精神」とは関係がない事象だったのである。

つまり、シュロツサーのいう封建制とは、過去のいつかの時期に十全に実現された制度のことではなく、ある種の反事実的なモデルである。以上が示すように、神聖ローマ帝国それ自体も、彼にとつては完全な意味での封建制ではなく、本来なされるべき改革が行われなかつたために、封建制を完全に実現できなかつた。とはいえ、だからといって封建制の意義を全否定するかのような同時代の歴史理解は誤りであり、むしろ専制を助長するだけである。このように確信していたシュロツサーは、封建制をアナキーと同一視するような同時代の通説に対抗して封建制擁護の論

陣を張った。そうすることで「真の政治の精神」、「真のドイツの公共精神」をドイツ人に認識させるというのが、シュロツサーがフランス革命の勃発と同時期に展開した封建制擁護の目的であった。

五 結 論

「だが私は、政治学の賢者の石 (politischer Stein der Weisen) を発見したと申し出たわけでもなければ、それを発見できたわけでもない。マキアヴェッリでさえ、誰が国制を監視するべきかを探究しようとして途方に暮れてしまったのである」。(40) 『第五書簡』で封建制がどのような制度なのかを記述した後に登場するこの一節は、一七八八年の書簡で定式化された問題、すなわち「真の政治の精神」を実現するにはどうすればよいのかという問題が、プロイセン法典編纂事業をめぐる論争においてもシュロツサーの念頭から離れていなかったことを如実に物語っている。繰り返せば、一七八八年のミュラー宛書簡でシュロツサーは、「真の政治の精神」の探究のためにマキアヴェッリの『デイスコルシ』の翻訳と注解の作業に従事していることを報告していた。そして一七九〇年の『第五書簡』でその『デイスコルシ』を彷彿とさせる一節が登場していることは、シュロツサーがその間に展開したドイツ国制論と封建制論が同様の問題意識のもとで議論されていたことを示している。

以上で見えてきたように、プロイセン法典批判と関連づけてシュロツサーが展開した封建制論やドイツ国制論は、「真の政治の精神」を発見しようとする彼の政治的プロジェクトの一環であった。ドイツ諸侯が己の所領を私有財産のごとく処分し、また領邦内の諸身分から権力を奪い、公共の福祉の名のもとに権力と財産を支配者に集中させているドイツの現状は、「真の政治の精神」に反しているというのがシュロツサーの同時代の認識であった。裏を返せば、支配者への財産や権力の集中を抑制する自律性を諸身分、特に貴族が備えなければならないというのが、「真の政治

の精神」という表現にシュロツサーが託した理念であった。そして彼はこの「真の政治の精神」になつた制度として、封建制の理念を提出した。分割所有権によつて保有される封地は、封地保有者の国家全体に対する従属を保証すると同時に、君主による恣意的な権力行使を抑制する勢力を生み出す。この中間権力を、帝国のレベルではドイツ諸侯が担い、領邦のレベルでは領邦諸身分、とりわけ領邦貴族が担わなければならない。シュロツサーの封建制論はおおよそ以上のようにまとめられるだろう。革命フランスが封建制の廃止を宣言していた時代にあつて、こうしたシュロツサーの議論はなるほど時代錯誤的に響いたかもしれない。しかしシュロツサーにとつて、封建制は過ぎ去つた歴史などではなく、同時代的な意味を持つ歴史的現在だったのである。

- (1) Friedrich Leopold Brunn, *Briefe über Karlsruhe*, Berlin 1791, S. 135 f. なお以下では、史料の綴りが現代の正書法と異なる場合でも、もとの綴りをできるだけ限り尊重する。
- (2) シュロツサーは一七七七年の著書「ローマ法典を廃止せずにドイツ民法を改善するための提案と試論」で次のように述べている。「もしある君主が、ローマ法を廃止することを決意したとすれば、それはドイツにとつての不幸である。しかし、惨めなドイツ人が願ひ望むことのできる最大の幸せは、私が思うに、ドイツの元首たちの一人がユステイニアヌス法典から、その中の数多くの枝葉末節の間に埋もれている法律を抜粋させ、この法律にローマ法典が今持っているのと同じ効力を与えらるゝことである」(*Vorschlag und Versuch einer Verbesserung des deutschen bürgerlichen Rechts ohne Abschaffung des römischen Gesetzbuchs*, Leipzig 1777, S. 27)。この文が念頭に置かれてゐるのは明らかだがこの著書もある。
- (3) Johann Georg Schlosser, *Briefe über die Gesetzgebung überhaupt, und den Entwurf des preussischen Gesetzbuchs insbesondere*, Frankfurt a. M. 1789, S. 46.
- (4) Schlosser, *Ebd.*, S. 14.
- (5) Ernst Ferdinand Klein, »Nachricht von den Schlosserschen Briefen über die Gesetzgebung überhaupt und den Entwurf des Preussischen Gesetzbuchs insbesondere«, in: *Annalen der Gesetzgebung und Rechtslehre in der Preussischen Staaten 4* (1789), S. 323-390. シュロツサーの『第五書簡』に於て再反論してゐる。 Von dem fünften Briefe des Herrn Geh.

Rath Schlossers über den Entwurf des Preussischen Gesetzbuchs», in: *Annalen der Gesetzgebung und Rechtslehrensamkeit in der Preussischen Staaten* 6 (1790), S. 3-31.

- (6) Schlosser, *Fünfter Brief über den Entwurf des preussischen Gesetzbuchs*, Frankfurt a. M. 1790, S. 105.
- (7) 石部雅亮『啓蒙的絶対主義の法構造』有斐閣、一九六九年、二〇六、二〇七、二〇八頁。このような評価の仕方は、基本的にE・ランツヘルクの『ドイツ法学史』に遡るものである。Vgl. Ernst Landsberg, *Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft*, München/Leipzig 1898, 3. Abt., Halbband 1, S. 471.
- (8) Schlosser, *Briefe*, S. 21. なお、石部、前掲書、二〇六頁以下の一節は引用されているが、「旧時のほゞ全ての皇帝の (beinahe aller Kaiser der ältern Zeiten)」という一句が省略されている。
- (9) Johan van der Zande, *Bürger und Beamter. Johann Georg Schlosser 1739–1799*, Stuttgart 1986, S. 24-38.
- (10) *Ebd.*, S. 35.
- (11) *Ebd.*, S. 90.
- (12) Manfred Riedel, «Aristoteles-Tradition und Französische Revolution», in: ders., *Metaphysik und Metapolitik*, Frankfurt a. M. 1975, S. 129–168.
- (13) 例えば『新ドイツ人名事典』のシュロツサーの項目では、彼の著作はアリストテレスに代表される古代共和主義思想およびプロキアヴェリに代表される近代の共和主義思想に影響を受けていると記述されている。『*Neue Deutsche Biographie*, Bd. 23 (2007), S. 102. また、シュロツサーの法典批判に対するクラインの反論を論じたM・クレインザングの研究も、フアン・ヘルザンツの共和主義的なシュロツサー解釈を不敷きとしている。Vgl. Michael Kleinsang, *Das Konzept der bürgerlichen Gesellschaft bei Ernst Ferdinand Klein*, Frankfurt a. M. 1998, S. 229-256.
- (14) 実際ファンテルザンデは、シュロツサーの封建制論を扱う箇所では、彼の議論にアリストテレス的な要素や自然法学的な要素が見受けられることを指摘するだけにとどまっておらず、シュロツサーが依拠するモンテスキューの議論や封建制を批判する論者の議論との比較はなされていなく。Vgl. van der Zande, *a. a. O.*, S. 79-85.
- (15) Schlosser, *Briefe*, S. 331 (Ann.).
- (16) Schlosser, *Aristoteles Politik und Fragmente der Oeconomik*, 1. Abt., Lübeck/Leipzig 1798, S. 350 (Ann. 134).
- (17) Schlosser, *Aristoteles*, 2. Abt., S. 72 f. (Ann. 88).

- (18) 一八世紀ドイツにおけるモンテスキュー受容については、Rudolf Vierhaus, »Montesquieu in Deutschland«, in: ders., *Deutschland im 18. Jahrhundert*, Göttingen 1987, S. 9-32 [佐々木毅訳「一八世紀のドイツにおけるモンテスキューの影響」、『伝統社会と近代国家』、成瀬治編訳、岩波書店、一九八二年、一〇一—一四五頁]を参照。ドイツにおけるモンテスキュー受容に関するこの古典的な研究ではシュロツサーは扱われていないものの、フィーアハウスの別の論文 »Politisches Bewußtsein in Deutschland vor 1789«, in: *ebd.*, S. 183-201, bes. S. 195 f. では、シュロツサーが領邦諸身分に期待を寄せる文筆家の代表格として登場する。
- (19) 諸侯同盟の成立の大筋については、成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『世界歴史大系ドイツ史二』、山川出版社、一九九六年、一二七—一二八頁およびKarl Omar v. Aretin, *Das Alte Reich*, Bd. 3, Stuttgart 1997, S. 299-319* さらに今野元『フランス革命と神聖ローマ帝国の試煉—大宰相タールベルクの帝国愛国主義』、岩波書店、二〇一九年、九五—一二一頁も参照。
- (20) ランケによれば、シュロツサーは一七八四年にストラスブルで行われた私的な交渉において、「帝国議会の活動を復活させ、帝国裁判所の介入に対抗して、そのために諸侯間の定期的な連絡を設置する」という諸侯の意向をフランス側の相手に伝えたが、フランスが積極的に諸侯を支援するという返答は貰えなかった。Leopold von Ranke, *Die deutschen Mächte und der Fürstenbund* (= *Sämtliche Werke*, Bd. 31/32), Leipzig 1875, S. 74 f. を参照。
- (21) ミュラーの『諸侯同盟史』は、あくまで諸侯同盟はドイツ諸侯が互いに対等な立場にたつて結ばれた同盟であることを強調している。「……諸侯同盟は様々な帝国等族によってプロイセンと結ばれた同盟ではなく、様々な帝国等族によって(プロイセンもその一つである)互いに、それぞれのために、取り立てて目立つ条件は一切なしに結ばれた同盟である」。Johannes von Müller, *Darstellung des Fürstenbundes*, 2. Aufl., Leipzig 1788, S. 268.
- (22) Schlosser an Johannes von Müller, 7. 9. 1788, in: Maurer-Constant (Hrsg.), *Briefe an Johann von Müller*, Bd. 3, Schaffhausen 1839, S. 122.
- (23) *Ebd.*, S. 123.
- (24) プラトンは『ティマイオス』よりも『クリテياس』でアトランティスについて比較的詳しく論じているが、その国制についてはほとんど語るところがない。種山恭子他訳『プラトン全集二』、岩波書店、一九七五年、二二〇—二四九頁を参照。
- (25) Schlosser, *Seuthes oder der Monarch*, Straburg 1788, S. 130-133.

- (26) *Ebd.*, S. 130.
- (27) *Ebd.*, S. 133 f.
- (28) *Ebd.*, S. 134.
- (29) *Ebd.*, S. 137.
- (30) *Ebd.*, S. 138 f.
- (31) *Ebd.*, S. 135.
- (32) *Ebd.*, S. 140.
- (33) *Ebd.*, S. 141 f.
- (34) Vgl. van der Zande, *a. a. O.*, S. 164.
- (35) Johannes Kunisch, *Friedrich der Grosse*, München 2011, S. 506-507.
- (36) *Ebd.*, S. 516.
- (37) Schlosser, »Machiavellis Schilderung von Deutschland«, in: ders., *Kleine Schriften*, T. 6, Basel 1793, S. 334 (Anm. 19).
- (38) ミッタイス＝リーペリッヒ (世良晃志郎訳) 『ドイツ法制史概説 改訂版』創文社、一九七一年、二三四頁。
- (39) Schlosser, »Von dem Adel. Erstes Stück«, in: ders., *Kleine Schriften*, T. 6, S. 105. ただし本論考の初出は *Neues Deutsches Museum* 1 (1789), S. 369-405. 以下引用の際は『小論集』第六卷所収の版を使用する。
- (40) Schlosser, »Von dem Adel I«, S. 121.
- (41) *Ebd.*, S. 122-125.
- (42) *Ebd.*, S. 125-127.
- (43) *Ebd.*, S. 127.
- (44) *Ebd.*, S. 130.
- (45) *Ebd.*, S. 132.
- (46) *Ebd.*, S. 113.
- (47) Schlosser, *Fünfter Brief*, Vorrede (ohne Paginierung).
- (48) Montesquieu, *De l'Esprit des lois*, *Œuvres complètes*, éd. par Roger Caillois, vol. 2, Paris : Gallimard, 1951, p. 247. [福田良

- 之他訳『法の精神』(上)、岩波書店、一九八九年、六四頁。)
- (49) *Ibid.*, p. 308. [同右、一五八頁。]
- (50) *Ibid.*, p. 883. [野田良之他訳『法の精神』(下)、二八六頁。]
- (51) *Ibid.*, p. 891. [同右、二九八頁。]
- (52) Henri de Boulainvilliers, *État de la France*, Londres : W. Roberts/J. Brindley, t. 3, 1728, p. 37.
- (53) *Ibid.*, p. 30.
- (54) Gerd van den Heuvel, Art. »Feodalité, Féodalité, in: Rolf Reichardt/Eberhard Schmitt (Hrsg.), *Handbuch politisch-sozialer Grundbegriffe in Frankreich 1680-1820*, Heft 10, München 1988, S. 11.
- (55) Montesquieu, *De l'Esprit des lois*, p. 988. [前掲『法の精神』(下)、四五二頁。]
- (56) *Ibid.*, pp. 920-1. [同右、三四二—三四三頁。]
- (57) 川出良枝『貴族の徳、商業の精神』、東京大学出版会、一九九六年、二四一頁。
- (58) Montesquieu, *De l'Esprit des lois*, p. 885. [前掲『法の精神』(下)、二八八—二八九頁。]
- (59) *Ibid.*, pp. 906-7. [同右、三二二—三二三頁。]
- (60) *Ibid.*, p. 953. [同右、三九六頁。]
- (61) *Ibid.* [同右。]
- (62) *Ibid.*, p. 951. [同右、三九三頁。]
- (63) *Ibid.*, pp. 983-4. [同右、四四五—四四六頁。]
- (64) *Ibid.*, p. 981. [同右、四四二—四四三頁。]
- (65) *Ibid.*, p. 988. [同右、四五二頁。]
- (66) *Ibid.*, p. 966. [同右、四一七頁。]
- (67) William Robertson, *The History of the Reign of the Emperor Charles V*, vol. 1, London: W. and W. Strahan, 1769, p. 16.
- (68) *Ibid.*, pp. 213-4.
- (69) *Ibid.*, p. 219.
- (70) *Ibid.*, pp. 220-1.

- (71) *Ibid.*, p. 15.
- (72) *Ibid.*, p. 222.
- (73) *Ibid.*, pp. 15-6.
- (74) *Ibid.*, p. 16.
- (75) Gaetano Filangieri, *System der Gesetzgebung*, übers. v. G. C. R. Link, Bd. 3, 2. Aufl., Anspach 1789, S. 334 f.
- (76) *Ibid.*, S. 335.
- (77) Filangieri, *System der Gesetzgebung*, übers. v. G. C. R. Link, Bd. 1, 2. Aufl., Anspach 1788, S. 4, 5.
- (78) Schlosser, *Briefe*, S. 14. 以下は言われる「高等法院長エノー」とは「パリ高等法院長シャルル＝ジャン＝フランソワ・エノーのことである。彼の歴史書『新フランス史年代記概要』には「一六四八年以降開催されなかったフランス全国三部会に続く次のコメントが見られる。「我々はフランスに王より他の主権者を認めず、彼の権威こそが法を作る、すなわち王の意志が法の意味である (qui veut le Roi si veut la Loi) ちょうど、王国の全国三部会は、建白書と恭しき請願を提出する権利しか持たなう」。Charles-Jean-François Henault, *Nouvel abrégé chronologique de l'histoire de France*, 4e éd., Paris : Prault et al., 1752, p. 396. なお、エノーが持ち出す「王の意志が法の意味である」という法諺は、フランス絶対王政を正当化するために用いられた。この法諺はアントワヌ・ロフゼルの『慣習法提要』の冒頭に掲げられた (Antoine Loisel, *Institutes coutumières*, Paris : Abel L'Angelier, 1607, p. 1) が、ローフ法の法諺「元首の嘉するものは法の効力を持つ (Quod principi placuit, legis habet vigorem)」とほぼ同一視されるべきであった。Pierre de L'Honnneau, *Les Maximes générales dudoitroit françois*, Rouen : Claude Le Villain, 1612, p. 17. 以下法諺に関する議論については William F. Church, "The Decline of the French Jurists as Political Theorists, 1660-1789," *French Historical Studies* 5 (1967), pp. 6-7 24-25 Id., *Constitutional Thought in Sixteenth-Century France*, Harvard: Harvard University Press, 1941, pp. 333-334 を参照。
- (79) Schlosser, *Briefe*, S. 10 f.
- (80) Montesquieu, *De l'Esprit des lois*, p. 310. [前掲「法の本質」(下)「一六一頁」]
- (81) Schlosser, *Briefe*, S. 11.
- (82) *Ibid.*, S. 12.
- (83) *Ibid.*, S. 13.

- (84) Schlosser, *Fünfter Brief*, S. 111.
- (85) Reiner Schulze, »Johann Georg Schlosser und die Idee eines reinen Zivilrechts-Gesetzbuches«, in: *Zeitschrift für historische Forschung* 6 (1979), S. 337.
- (86) Klein, »Nachricht«, S. 328.
- (87) Klein, »Von dem fünften Briefe«, S. 12.
- (88) *Ebd.*, S. 19.
- (89) 第一次帝国統治院は皇帝マクシミリアン一世の時代の一五〇〇年、アウクスブルク帝国議会で設置が定められる。帝国等族側が主導した帝国改革の一環として設立されたが、すでに一五〇二年には解散している。第二次帝国統治院は一五二一年のヴォルムス帝国議会で設立が決定されたが、これも成果を挙げられず一五三〇年に解散した。F・ハルトウング（成瀬治・坂井栄八郎訳）『ドイツ国制史』、岩波書店、一九八〇年、三一―三六頁を参照。
- (90) Schlosser *Briefe*, S. 17 f.
- (91) Schlosser, *Fünfter Brief*, S. 111.
- (92) *Ebd.*, S. 111 f.
- (93) *Ebd.*, S. 112.
- (94) Schlosser, »Politische Fragmente«, in: ders., *Kleine Schriften*, T. 2, Basel 1780, S. 236.
- (95) Schlosser, *Briefe*, S. 21.
- (96) *Ebd.*, S. 14-5.
- (97) *Ebd.*, S. 15-6.
- (98) Schlosser, *Fünfter Brief*, S. 117.
- (99) Schlosser, *Briefe*, S. 25.
- (100) *Ebd.*, S. 22 f.
- (101) Schlosser, *Fünfter Brief*, S. 112 f.

林 嵩文 (はやし たかふみ)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会 政治思想学会

専攻領域 政治思想史

主要著作 「体系」の政治——フリードリヒ二世の政治思想——『法学政治学論

究』第一一一号 (二〇一六年)